

介護医療院 ユニット菜の花施設入所 運営規程

（施設の目的）

第1条 医療法人社団幹人会が開設する介護医療院ユニット菜の花（以下「医療院」という。）が行う介護医療院の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にあり、居宅における生活に支障が生じた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目指すものとする。
2. 介護医療院サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 介護医療院サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を努めるものとする。
4. 前項のほか、「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月30日条例第51号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（医療院の名称及び所在地）

第3条 事業を行う医療院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 介護医療院 ユニット菜の花
- （2）所在地 東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷 454 番地 2

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 医療院に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人

従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2）医師 1人以上

入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、医療院の衛生管理等の指導を行う。なお、Ⅱ型療養床のみを有する為、宿直は実施しない。

（3）薬剤師 1人以上

医師の指示に基づき調剤を行い、医療院で保管する薬剤を管理するほか、入所者に

対し服薬指導を行う。

(4) 看護職員 8人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、医療院の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 10人以上

入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。

(7) 栄養士及び管理栄養士 1人以上

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

入所者の介護医療院サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

2. 前項に定めるもののほか、医療院の運営上、必要な従業者を置くものとする。

(入所定員)

第5条 医療院の入所者の定員はⅡ型療養床ユニット型 47人とする。

ユニット数：5、各ユニットの定員数9名（4階のみ11名）

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものとする。

(2) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3) 介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、従業者は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。

(4) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(5) 医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護医療院の利用料等)

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、入所者から各入所者の負担割合に応じた本人負担額の支払いを受けるものとする。

2. 施設は、前項に定める利用料のほか、入所者の希望により次の各号に掲げる費用が生じた場合は、別表に規定する費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食費及び居住費

(2) 介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者が負担することが適当と認められるもの。

3. 施設は、介護医療院サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者、その家族等に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 入所者は、院内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 入所者は、院内に危険物を持ち込んではならない。

(3) けんか、口論、中傷その他他人の迷惑になるような行為をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(5) 入所者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(緊急時の対応)

第9条 当医療院医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(非常災害対策)

第10条 医療院は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

2. 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、入所者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(業務継続計画の策定)

第11条 医療院は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を

継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
3. 医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 12 条 医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

2. 医療院は、院内において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

（1）医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）医療院において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する。

（事故発生時の対応）

第 13 条 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
3. 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第 14 条 医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

（1）医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）医療院における虐待防止のための指針を整備する。

（3）医療院において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施する。

（4）(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 医療院は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 15 条 医療院は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2. 医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
3. 医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 医療院における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 医療院における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 医療院において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理等)

第 16 条 医療院は、提供した介護医療院サービスに対する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 医療院は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
4. 医療院は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第 17 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。

2. 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
3. 医療院は、サービス担当者会議等で入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(地域との連携)

第 18 条 医療院は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(従業者の研修)

第 19 条 医療院は、従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ

効率的に介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備するものとする。

2. 医療院は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年3回以上

3. 医療院は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4. 医療院は、必要と認める場合は、前2項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第20条 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護医療院サービス計画

(2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 提供した具体的サービス内容等の記録

(4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録

(5) 入所者に関する市町村への通知に係る記録

(6) 苦情の内容等に関する記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2. 医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は令和6年11月1日から施行する。